

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成16年12月20日

京都市長 梶本 頼兼

建築物の所在地、用途及び構造	命令を受けた者の住所及び氏名	命令年月日	命令の内容	根拠条項
京都市右京区鳴滝 中道町21番地 19 一戸建ての住宅 木造2階建て	京都市右京区鳴滝 中道町21番地 19 遠藤 彰一	平成16年 11月26日	工事の施工を停止すること。	第9条 第10項
	京都市北区鷹峯黒 門町27番地4 南井工務店 南井 克夫			

(都市計画局建築指導部監察課)